

福井地方最低賃金審議会
第 2 回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 場 所 福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室

3 出席状況 公益代表委員 井花委員、佐藤委員、廣瀬委員
労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山埜委員
事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議題

- （１）中央最低賃金審議会「令和 7 度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達について
- （２）その他

5 議事録

○廣瀬部会長

ただいまから、第 2 回福井県最低賃金専門部会を開催します。

皆様には大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「令和 7 度地域別最低賃金額改定の目安答申」の伝達が、主な議題となっております。

なお、本日の専門部会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、2 名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

次に、資料と定足数について、事務局からお願いします。

○西村室長補佐

はい。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、配付資料を 1 部ずつお配りしております。

最初に、本日の次第、専門部会委員名簿を綴っています。

その後ろに、中央最低賃金審議会における目安答申、公益見解、目安小委員会での追加配付資料を綴っています。

配布資料は、以上です。

続いて、定足数について申し上げます。本日の専門部会には、9 名全員の方が出席されております。よって、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○廣瀬部会長

では、議題（１）の中央最低賃金審議会「令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達について、に入ります。

審議の進め方ですが、事務局から目安答申、公益見解を説明していただき、その後、これらに対する受け止め等について意見交換をしたいと存じます。

なお、御案内のとおり、本日午後２時からの本審については特定最低賃金の諮問が主題となっていますので、目安に対する意見交換は本専門部会において進めてまいりたいと考えますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○廣瀬部会長

特に、御意見はないようですので、では、事務局から説明をお願いします。

○木村室長

昨日、目安の答申がございました。早速でございますけれども、説明をさせていただきます。例年ですと、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージもございますが、まだ厚生労働省本省から届いておりませんので、私が口頭で説明させていただきます。

それでは、改めまして目安の答申及び公益委員見解を説明いたします。

大変ボリュームがございますので、早口となりますがご許してください。

令和７年８月４日付け中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛ての令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申でございます。

令和７年７月１１日に諮問がありましたものに対する答申です。

令和７年度地域別最低賃金の改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとのことです。

本答申文は、別紙１に公益委員見解、別紙２に中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が提示されております。

記の３、地方最低賃金審査会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、地方最低賃金審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものであるとされています。

記の４以降につきましては、政府への要望が記載されております。ここは省略をしながら読ませていただきますが、記の４は、特に地方、中小企業・小規模事業者配意しつつ生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転換対策を徹底し、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう、政府に対し強く要望するとされています。

記の５、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求めるとのこと。業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者がしっかり活用できるよう充実するよう要望し、キャリアアップ助成金、働き方改革推進

支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げ加算等の充実を強く要望するとされています。

記の 6、裏面の 3 行目、中小企業、小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の着実な実行を要望するということ。

記の 7、予算や税制などのインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた協力の後押しを強く要望するということ。

記の 8、地域における消費の活性化等に通じ地域経済の好循環を図ることを要望するということ。

記の 9、中小企業、小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知徹底することを要望しております。

記の 10、価格転嫁対策について、政府内の執行体制の抜本的強化を要望するということ。

記の 11、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、パートナーシップ構築宣言を働きかけ、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望するということ。

記の 12、消費者に対しての転換の理解を求めていくよう要望するということ。

記の 13、「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生ずることがないよう配慮するということ。

以上、4 番から 13 番までが政府要望となっております。

別紙 1、1 頁目、公益委員見解でございます。令和 7 年度地域最低賃金改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額となっております。A ランクは 63 円、福井を含みます B ランクは 63 円、C ランクは 64 円と示されたところでございます。

2(1)からは、考え方が記載されているところです。目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、令和 5 年度全員協議会報告の中で、最低賃金法第 9 条 2 項の 3 要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要と、合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主制発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、政府方針に配慮し、法定の 3 要素に考慮した審議を行ったということでございます。

この法定の 3 要素の一つであります。生計費についてです。

まず、最初に消費者物価指数がございます。

消費者物価数の持家の帰属家賃を除く総合ですが、昨年の地域別最低賃金が発行しました令和 6 年 10 月から直近 6 月までの期間で平均 3.9% 上昇、前年同期の令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均 3.2% ということで、引き続き高い水準となっているということです。

中賃では、昨年度、年間 15 回以上購入頻度があります、食パン等の生活必需品を含む支出項目である「頻繁に購入」する品目の指標については、同期間で平均 4.2%、それが一昨年で言いますと平均 5.4%と低下したものの、引き続き高い水準となっているとなっております。

一方、「持家の帰属家賃を除く総合」の直近の消費者物価数の上昇要因に関しては、主な項目別の寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の 7 割を占めているということで、エンゲル係数についても上昇傾向にあり、令和 6 年度は勤労者世帯で 26.5%。勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.5%と更に高い水準となっているという評価です。

食料やエネルギーについては「頻繁に購入」する品目だけに含まれるものではないという注意点がございまして、このためということで、昨年度審議で考慮した「頻繁に購入」する品目は最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることに変わりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇を生じていることに鑑みれば、「頻繁に購入」する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1 か月に 1 回程度購入」するや、これら両者に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があるということです。

この中で生活に密接に関連する「食料」について見ますと、直近の 6 月までは平均 6.4%に対しまして、前年同時期は平均 5.5%に続き、高い水準となっているところでございます。

また、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどを含む指標であります「基礎的支出項目」は直近 6 月までで平均 5.0%、前年同期で平均 2.9%に比べ高い上昇率となっているところでございます。

そして、「頻繁に購入」する品目について、購入頻度が高い「1 か月に 1 回程度購入」する品目については、直近 6 月までで平均 6.7%、前年同期で平均 1.1%と大幅に高い水準で推移しているところでございます。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきたところですが、こうした中、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇したものが、その増額分の賃金の多くを消費に回しているという調査結果が出ているとのことです。生活必需品を含む項目のウエイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられるということでございます。

こうした状況を踏まえますと、今年度におきましては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10

月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要であるという考え方となっております。

次に、法定の三要素の一つであります。賃金についてです。

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回最終集計結果で、全体で5.25%、昨年5.10%、平成3年5.66%以来、33年ぶりの5%超えあった昨年来を上回っている状況にあります。

中小でも4.65%、昨年4.45%で、2年連続で4%を上回っている状況です。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額、時給の加重平均の引上げ率の概算については5.81%。昨年は5.74%、一昨年は5.01%となり、3年連続で5%台の高い水準であり、いずれの数値も上昇傾向での推移が続いているところです。

一方、経団連によります春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.38%、昨年は5.58%でこちらも2年連続5%を超え、また、中小企業でも4.35%、昨年4.01%で2年連続4%を超えており、いずれも高い水準で推移しているところです。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%、昨年は3.62%、20人以下の企業で3.54%、昨年は3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%、昨年は3.43%で、いずれも昨年から約0.2~0.8ポイントの大幅な上昇を見せているところです。また、パート・アルバイトの20人以下では3.30%、昨年は3.88%で、2年連続3%超えとなっております。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果につきましては、第4表 における、賃金上昇率はランク計になりますが2.5%です。最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果、2.3%を上回っているところです。また、継続労働者に限定した第4表 における賃金上昇率ランク計は3.2%となっており、こちらも昨年の結果2.8%を上回っているところです。

大企業を対象を含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする結果では、企業規模によって賃金上昇率の水準には開き見られる一方、企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られるところです。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参考指標を用いることとされ、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあるところ、日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合を見ますと、OECDによる2024年の数値は46.8%、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等、先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準にあるとのことです。ただし、賃金構造基本統計調査によって、所定内給与で試算をしますと、一般労働者の賃金中央値は59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時間換算した場合は、中央値は48.4%、平均値の40.9%という

結果となっています。これらにつきまして、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることなど、EU 指令の取扱いについては、今後検討課題という評価となっています。

三要素の三つ目である通常の事業の賃金支払能力です。

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況を見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきたところです。

関連する指標を見ますと、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 5 年度は資本金 1,000 万円以上で 11.3%、1,000 万円未満で 28.8%の増加となっているところです。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では四半期ごとで令和 6 年が 6～10%で推移、令和 7 年度の第 1 四半期は 7.0%となっており、安定して改善の傾向にあります。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 3 年度は 4.9%増加、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は全体で 4.7%増加と、足下で改善の傾向にあるということです。さらに令和 5 年度について、資本金 1,000 万円未満の製造業で 7.2%増加。非製造業で 4.8%増加と、引き続き、改善をしているという評価です。

この従業員一人当たりの付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は、足下で低下の傾向にあります。令和 3 年度で 2.6 ポイント低下、令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下し、令和 5 年度は 65.1%となっています。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和 5 年度で資本金 1,000 万円以上で 62.8%。資本金 1,000 万円未満で 80.0%となっていますが、資本金 1,000 万円未満においても足下では令和 4 年度から 4.6 ポイント低下している状況にあります。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和 5 年度では製造業で 6.79 ポイントの差、非製造業で 4.61 ポイントの差だったのに対し、令和 6 年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小傾向にあるということです。

くわえて、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保するためにも、一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和 7 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によりますと、価格交渉の状況については、「発注側企業から申入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約 3 ポイント増、「価格交渉が行われた」割合も前回から約 3 %増、「価格交渉が行われなかった」割合は減少しております。発注企業からの申入れは、更に浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかったものが約 1 割あるとのことです。

労務費に係る価格交渉の状況を見ますと、価格交渉が行われた企業 64.2%のうち約 7 割超において、労務費についても交渉を実施しており、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したができなかった」企業の割合は逆に減少しているとのことです

また、コスト全体の価格転嫁率については約 3 ポイントの増加。一部でも価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合については減少するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1～3 割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 25.0%、全く価格転嫁ができなかった割合は 15.8%、引き続き、二極分離の状態にあります。労務費の転嫁率は、前回から約 4 ポイント上昇したものの、原材料費の転嫁率と比較して約 6 ポイント低い状況にあるということです。

一方、倒産件数でございますが、令和 4 年から 3 年連続で増加しまして、令和 7 年 1 月～6 月の物価高インフレ倒産につきましては、449 件、前年同期で 484 件 7.2%減という状況で発生しており、過去最多を記録した昨年から減少しています。

なお、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等を勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象の企業の規模等が異なるためであると考えられるということで、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ますと、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があるとのことです。

以上、三要素の検討の中で、「各ランクの引上げ額の目安について」は、まとめのような考え方が記載されているところです。

最低賃金について、政府方針が記載されていますが、この政府方針を踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多く具体策が示されているところですが、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃金の環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 年計画」に掲げる政策の迅速な実施が期待されるところです。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たりましては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもその点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見を踏まえて議論を行ってきたところでございます。

この結果、労働者の生計費については、消費者物価指数、こちらは持家の帰

属家賃を除く総合の指標ですが、昨年 10 月から今年 6 月まで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また「頻繁に購入」する品目、「食料」「基礎的支出項目」「1 か月に 1 回程度で購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から 6 月までの 9 か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっているところです。

また、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金の引上げ結果に関して、全体で 5 %と 33 年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率についても 5 %台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表ですが、今年の賃金上昇率は 2.5%で、昨年を上回り、平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表における賃金上昇率も 3.2%と昨年の水準の賃上げとなっているところです。

そして、3 点目、通常の事業の賃金支払い能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向があるということ。なお、企業において、賃金支払能力を勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年度以降で過去最大となっていることも考慮すべきである。しかしながら、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。

さらに、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性があるということ。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられるということ。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価指数の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目したということです。こちらに「重視した」「着目した」という言葉が入っております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、全国加重平均 6.0%、63 円を基準として検討することが適当であると考えられるということです。

政府方針において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引

き続き上昇させていくことが必要であるということです。

その上で、消費者物価指数の対前年上昇率はAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%ということで、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっているということ。賃金改定状況調査結果の第4表もCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況であること等のデータを考慮する必要がある。これらのことからCランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられるということです。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円とすることが考えられるということです。

この結果、仮に目安どおり各都道府県で引上げが行われた場合には、地域間格差は比率の面で縮小するということ。また、地域間の金額の差についても改善することとなるということです。

8頁から9頁につきましては、政府に対する要望ですが、これは表書きの方

に相当記載がありましたので、省略させていただきます。

10頁です。地方最低賃金審議会への期待等を確認させていただきます。

目安は地方最低賃金審議会の審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等、消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など、をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることに配慮いただきたいと考えています。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意する必要がある。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げの結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃金を遅らせるべきではない、という考えもあります。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃

金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見があるということです。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足が更に深刻化して企業経営に影響が出るといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第 14 条第 2 項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望するということです。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望するということです。

ということで、公益見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりで、次頁以降にはパワーポイントの資料が付いております。

パワポ資料の 2 頁です。消費者物価指数の対前年上昇率の推移で、持家の帰属家賃を除く総合は、直近 6 か月で 3.9%であり、「頻繁に購入する」指標や以下「食料」までいろんな指標を取りますと、4.2%から 6.7%までの上昇です。

これら指標の中で、こういったものを対象とするか品目が 3 頁目にございます。

消費者物価指数の寄与度のグラフが入っておりますし、5 頁についてはエンゲル係数のグラフ、公益見解に引用されている数値が赤字で記載されています。また、最低賃金の近傍で生活する労働者の動向が 6 頁に入っております。

7 頁は連合の賃上げ妥結状況の結果、8 頁は同じ連合ですが有期・短時間・契約等労働者の引上げ加重平均 5.81%の根拠です。

9 頁は経団連の春季賃上げ妥結状況の引上げ率の推移グラフでございますし、10 頁は日商の引上げ率 4.03%の指標の出所を示しています。

あわせて、賃金改定状況調査第 4 表のランク別の推移がグラフ化されているものが 11 頁です。EU 指令にありました賃金の平均値、中央値の各国の指標との比較が 12 頁にあります。

次頁は、所定内給与に超過労働給与額や賞与等の特別給与額を加えた時に比較した数値が入っています。

14 頁は法人企業統計です。1,000 万円以上で前年度比 11.3%、1,100 万円未満で 28.8%です。こちら 15 頁は四半期ごとです。直近では 6.1%～9.7%の数値で売上高経常利益率の推移が記載されています。

16 頁は、同じく法人企業統計ですが、従業員一人当たり付加価値額の推移です。同じように、労働分配率ですが、17 頁になります。規模計で 65.1%、資本金規模 1,000 万円以上で 62.8%、1,000 万円未満ですと 80.0%となります。

18 頁は日銀短観に移りますが、売上高経常利益率の推移、19 頁は大企業と中小企業、製造業と非製造業の比較で、二極化と言われているところです。

20 頁以降は価格交渉の状況についてのグラフです。

26 頁は失業率、27 頁は有効求人倍率、次いで有効求人数の推移ということで、高い最低賃金の引上げに対して雇用失業情勢の大きな変化は見られないというところの根拠です。

そのほか、29 頁～30 頁については、影響を受ける労働者の寄与度、32 頁は所定内給与額と最低賃金額との差の分布を示しているもの。

34 頁は、影響率の推移です。青色のグラフにつきまして、30 人未満の事業所、小規模事業所を対象とした統計調査である最低賃金に関する基礎調査結果として、オレンジ色につきましては賃金構造基本統計調査ということで、5 人以上の規模を対象としたものです。

完全失業率が 35 頁、有効求人倍率が 36 頁、次頁に雇用保険被保険者数で最低賃金の引上げに対する影響の有無を確認するために用いられた指標です。

完全失業率の 41 頁以降については、本審でも説明しているところですので省略致します。以上が別紙 1 の公益見解でした。

後ろから 3 枚目に、別紙 2 が入っています。

こちらは小委員会報告の中で、労働者側見解でありますとか、使用者側見解ということで、目安小委員会での各側主張が記載されているところです。こちらにつきましては時間の関係上、割愛をさせていただきますので、お目通しを頂きたいと思えます。

3 頁について、労使の意見が一致せず、公益に見解を示させていただくことについての記載です。答申の報告としましては、以上とさせていただきます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

ただいま目安の答申及び公益委員見解を御確認いただきましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

○中澤委員

すみません、1 点だけ教えてください。

今回の審議に使われるに際して、「頻繁に購入」される品目、「1 か月に 1 回程度購入」される品目等々について、福井県でのデータはありますか。

○廣瀬部会長

県内でのデータはということですが、事務局はいかがでしょうか。

○木村賃金室長

はい。御質問ありがとうございます。

公益見解の後ろ、参考資料のパワポ 2 頁ですが、消費者物価指数の対前年上昇率の推移は、中央最低賃金審議会ではこのような資料を用いて評価をしてい

るところですが、都道府県別のものがあるかという御質問を頂いたと理解しています。

こちらについては、本日の資料の緑色のインデックスになりますが、24 頁から直近の福井市の消費者物価指数の資料を入れています。28 頁を見てくださいと、月別の推移が記載されています。こちらの数値から算定しますと「持家の帰属家賃を除く総合」は 29 頁の右から 3 列目、2023 年 10 月～2024 年 6 月を平均した値と 2024 年 10 月～2025 年 6 月の平均した値の上昇率は、全国で 3.9 でしたが、当県は 4.1 になります。「頻繁に購入」「1 か月に 1 回程度購入」「基礎的支出項目」は事務局としては把握しておりません。「食料」については 28 頁の左から 3 列目にあり、こちらは全国で 6.4% の値でしたが、当県は同じように計算しますと 7.1% となります。

以上「持家の帰属家賃を除く総合」と「食料」についてはお示しできますが、「頻繁に購入」「1 か月に 1 回程度購入」「基礎的支出項目」は事務局としてお示しできないという回答です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

私から関連してですが、今ほど説明があった緑のインデックスの 30 頁には中分位指数で細かく示されていますので、例えば、令和 7 年 6 月分と令和 5 年 6 月分で、食料の「穀物」等が示されているので、そこから計算は可能ではないかと思います。総務省が物価指数を示していますが、これは事細かに数値を出しています。全国、東京 23 区のような都市部、各県庁所在地でリアルタイムに示されているか分かりませんが、一応 30 頁に示されているものを使って計算すると「頻繁に購入」品目等はイメージが湧くと思います。

ほかに質問は、いかがでしょうか。

○山埜委員

公益見解の 11 頁、上から 8 行目ですが、発効日についても十分に議論を行うよう要望するとありますが、この意味合いと地域がこれに応えなければならない意味合いはあるのでしょうか。

○木村賃金室長

はい。御質問ありがとうございます。

公益見解の 11 頁の上から 8 行目につきましては、発効日についても十分に議論を行うよう要望することです。こちらについては前回、第 1 回目専門部会において、発効日について御確認を頂いているところですが、改めて目安額が示されまして、これから結審額に向けて議論を詰めていくことと思いますが、その際に、発効日についても、もう一度確認の意味で考え方を共有していただき、答申に記載されていますように、労働者側としては一日も早い発効が従前の御主張ですし、経営的な賃金原資の確保であるとか、支援策利用に当たって

の十分な時間的な余裕を、という御意見を使用者側からもこれまでも賜っているところです。こういった御意見に対して、結審額に対してどうかというところを御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○山埜委員

例年、10月1日発効ということを基準に考えてきて、私もできるだけ同じ日に発効することが良いと思うのですが、中央の目安の答申が遅れているために求めているのか、それとも深く議論して10月1日に捉われずに考えた方がいいのか、そこを確認したかったのですが。

○木村賃金室長

私が承知しているところでは、中央の使用者側の意見としては、10月1日の発効に捉われずに、例えば1か月遅れであるとか、新年の1月であるとか、発効日を指定していくことについて、まだまだ世間一般的に理解が足りていないので、そのような声を挙げていくべきだという意見があったと承知しています。その中で、地方に対しまして、労使意見が対立する部分ではあるが確認していただき、発効日は審議会の審議によって決まるという流れで、一度、押さえておいてほしいということを要望しているものと承知しています。

○西澤委員

ただいまの発効日に関係ですが、私、中央会におりまして、全国中央会の中で、地方ではなく国として統一した発効日の設定が必要と意見があり、その理由として、これだけ急激に最低賃金が上がると、価格転嫁に相当の時間が要する、特に製造業では、計画的に生産を行っており、例えば四半期に一度計画を作って、納入した後に代金を得るといった関連もあり、その間、価格交渉もなかなか受けていただけず、代金も納入後に頂く状況もあって、賃金だけ先に上がっていく状況が非常に厳しく経営を圧迫するという意見があります。このような状況の中で、出てきた要望だと理解していますので、是非とも御議論頂ければと思っています。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

今、頂いた御意見・御質問で、議論が深まりました。

使用者側の意見も承りましたので、ありがとうございました。

○廣瀬部会長

ほかにいかがでしょうか、補足しておきたいことなどの御発言はございませんでしょうか。

公益の方も、よろしいでしょうか。

(特に、なし)

○廣瀬部会長

では、次に、目安に対する受け止め等、何か御主張しておきたいことがございましたら、御発言をお願いします。

まず、労働者代表の方、いかがでしょうか。

○中澤委員

はい、発言の機会を頂きましてありがとうございます。

まず、労側から今回の目安に対しての見解を述べさせていただきます。

今回の目安自体は昨年に引き続き、過去最高額になったという部分について、春闘等で価格交渉が波及できない方に効果を波及させるには非常に評価できると思っています。

一方で、物価上昇、実質賃金の話からしますと生活が難しい状況ではないかと、最賃近傍で働く方々にとっては厳しい状況ではないかと考えているところです。リビングウェッジは今後定めていくことになると思うが、この生計費という部分が1点。そして地域間格差についても、有効求人倍率が当県は高く深刻な人手不足が続いているところ、地域間格差の是正についてはAランク、Bランクが同額となっている、更に上乘せが必要だという点、賃金の原資の確保に関して国、県の支援制度が充実している中で、これを使っていきながら、どうやって水準を上げていくか専門部会を通じて、全体で議論できたらよいと思っています。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

ほかに労働者代表委員の方で、補足しておきたいことはございませんか。

○山田委員

細かい話は、これから協議になると思いますが、総じて昨年を上回る数値が出ている中で、総合的に勘案して、昨年以上の引上げになったと思っています。福井の協議の中でも、昨年以上というところは念頭に置きながら、もちろんデータをしっかり見ながら、それを前提に心を一つに合わせさせていただいて、これからの協議をしていけたらと思いますので、使用者の皆さんにはよろしく願いしたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

使用者代表委員、公益委員の方で御質問はありませんでしょうか。

使用者代表委員で、目安に対する受け止めがありましたらお願いします。

○山埜委員

まず、今回、非常に高い引上げになったわけですが、基本的に最低賃金の引上げは企業がそれぞれ経営判断によって賃金引上げを行う賃上げとは違うものだと、意味合いが違うものだと、よく整理して考えていかなければならないことが1点。

それから、この公益見解も、大企業と中小・零細企業を混同して高い数値を導き出していますが、対象となる中小・零細企業を考えていかなければならないと考えています。

今回、生計費を重視と言っているが、確かに物価が高騰しており、とりわけ食料品が高くなっているが、瞬間的な数値を捉えるのではなく、法律に定める3要素を総合的に判断していくことが必要ではないかと思っています。

地域間格差の話も出ているが、地域間格差の問題は、各地域で考えればよい話で、中央が地域間格差の話まで考えなくてもよいのではないかと思います。

影響率についても触れていないので、影響率についても3要素と共に考えていくべきだと受け止めています。

以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

ほかの使用者代表委員の方で、補足はございませんか。

○西澤委員

消費者物価が上昇しているので最低賃金の引上げについては十分理解できると思っています。ただ、物価の上昇率については、個人の消費は様々で、どれを取るかは難しい問題だと思います。全体的に最低賃金というのは最低の水準の議論であるので、平均的な「持家の帰属家賃を除く総合」などシンプルで、誰もが分かりやすい数値を用いるべきではないかと思っています。1月に1度購入するという指標など、あいまいな選択の仕方は説明しても理解しにくいと思います。

労働分配率の上昇については、先日の労働局資料では、業種によって大きな開きがあったと思います。例えば小売業は1人当たり2百万円というデータもあって、全体として数値が上がっていることは歓迎すべきことだが、全ての企業に適用され、罰則まで規定されていることから、その様な業種にも目を向けながら検討をすべきではないかと思っています。そうしないと多様な雇用の受け皿となっている中小・小規模事業の退室を促すようなことになりかねないので、慎重に議論していただきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

○山埜委員

もう一ついいですか。

今日、ネットを見ていましたら、的を射たものがありましたので紹介したいのですが、今回の中央の目安額は物価高を反映したもので、本来なら歓迎すべきはずだが、その反応は冷やかである。社会保険料が上がってしまうので、事業者、従業員ともに負担が増すことが1点。それから、賃金は上がる、その結果人件費が上がる、その結果価格転嫁する、その結果値段が上がる、併せて税金が上がる、そうすると生活は厳しくなる。というサイクルになるという記事が出ていまして、非常に、そのとおりだと思いましたので紹介させていただきます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

労使双方の受け止めについて、御発言がありましたが、御質問はありませんでしょうか。

先ほど、西澤委員の発効日に関する御意見についても受け止め方に入れていただきたいと思います。

最後に、公益委員から御発言を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○井花委員

先ほどの発効日についてですが、中央からの見解を見ますと、最低賃金が上がることで年収が上がると、そうすると年収の壁を超える人たちが増えるので、就業調整のタイミングが早まって、人手不足が深刻化して企業経営が追い付かなくなり企業経営に影響が出ることから、一方で、法的強制力がある最低賃金の実効によって、費用負担、支払における負担が大きくなるので、発効日を各地方で検討してほしいという趣旨の文脈になっているので、そのとおりに理解していたのですが、それで間違いはないのかということ、これは次回までに確認していただきたい点が一つです。

発効日ですが、これは、なかなか答えがないのかもしれませんが、本当にフリーハンドで、地方審議会で決めていいのか。それは地方で審議して決めることが建前ですが、年収の壁のため発効日を来年の1月にしていいのか、そんなことまでも許容する趣旨なのか、一度確認していただきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

地方の自主性の発揮がどの範囲まで許されるのか、社会的通念というか。一般的に予測している中で、10月1日が日程の都合上遅れることはあるかもしれないが、それがいきなり新年と言われた時に、多くの労働者、経営者の方が最低賃金は10月1日に発効になるだろうと考えて行動してきた中で、大きく外すということで、どこまで外すかは確かにあると思います。

私が10月1日にこだわっているものではありませんが。

ストライクゾーンがそれほど広くない中で、それぞれの地域ごとの実情をと

ということなのか、井花委員の御意見も受け止めということになるかもしれませんが、確認いただければと思います。

今、回答があれば、お願いします。

○木村賃金室長

回答ということではありませんが、御意見の趣旨を確認させていただきますと10～11頁にかけて、発効日について十分に議論するように要望するという文章の中に、文面で書かれていることは、未組織労働者に波及させるということについて10月1日の早い時期に発効すべきという要素、一方、賃上げ原資が増大していることの対応への要素、それから支援策に求められる設備計画の策定に当たっての経常的、時間的余裕がないことへの対応、それから年収の壁を理由としたような就業調整への対応、この四つを文脈の中で指摘しているわけですが、この四つの要素の中で発効日について議論をする必要があるかについて、中央である厚生労働省本省に趣旨を確認しておくという御意見と承りました。

○井花委員

この見解を見ると、四つの要素のうち、年収の壁のところが強調されているように見えるので、質問したものですので、室長の説明のとおりお願いします。

○木村賃金室長

それとフリーハンドという言葉になりますが、地方で決めていいのかというところ、しっかりと考え方を持っていくことについて、尋ねてまいりたいと思います。

○廣瀬部会長

よろしくお願いします。

○廣瀬部会長

それでは、議題の(1)は、以上とします。

議題の(2)「その他」に入ります。

次回以降の具体的な金額審議の進め方について確認しておきたいと思います。

審議の進め方についてですが、従来ですと、労側委員、使側委員の双方から全体的な御意見を頂き、それについて公労使3者による「全体協議」で意見交換を実施した上で、公労、公使の「個別協議」に移行している状況にありますが、本年も同様の進め方で審議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○廣瀬部会長

また、目安報告が例年になく遅れており、審議確保するため、日程を確保していただいている 8 月 7 日(木)午後、8 月 8 日(金)午前に加え、8 月 12 日(火)午前について、連日になり恐縮でございますが、3 日とも専門部会を開催し、できれば 8 月 12 日(火)午前の結審を目指してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○廣瀬部会長

では、次回以降は、全体協議の後、個別協議に入っていきたいと思いますので、御準備をお願いいたします。

追加で資料を出していただける場合は、全体協議で 13 部、御用意いただくことをお願い致します。

その他、皆様から何かございませんでしょうか。

(特に、なし)

○廣瀬部会長

事務局から、次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

はい。ありがとうございました。

次回の専門部会は、8 月 7 日(木)午後 1 時 30 分から、場所はこの会議室となります。

資料の説明の中で、若干、説明できていなかった部分がありますので、補足をさせていただきたいと思います。

本日、緑色インデックスの後ろに、毎月勤労統計の直近を添付いたしました。実質賃金指数等の最近のものが見て取れますので御参照いただきたいと思います。

福井市消費者物価指数につきましては、令和 7 年 6 月分を添付しております。前回の最低賃金の発効の令和 6 年 10 月から本年 6 月までの単純平均値の説明がございましたが、中央の値と比べていただくために添付したものです。

次に、資料第 2 - 35 頁からは、日銀短観を添付しております。前回当局資料に北陸短観を入れております。北陸短観の中の売上高経常利益率が製造業、非製造業、全体という項目になっており、中央の資料については全体の値が抜けておりましたので、それを御承知おきいただきたく日銀短観を入れました。

資料第 2 - 38 頁の上の表は、売上高経常利益率の大企業、中堅企業、中小企業が記載されていましたが全規模合計が記載されていなかったため、全産業ですと 7.26 という数値になりますが、これと比較できるよう前回、北陸短観の県別のものを添付しております。企業経営のところ、経常利益率の都道府県別

で言いますと、財務省ではなく日銀の資料で比べていただくことになりますので御承知をお願いします。

資料については、以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

先ほど、福井市の細かな数値のところ申し上げましたが、今ほど説明いただいた 33 頁等が細かなものが出ていますので、昨年度を見ていただければ、具体的な米であるとかの数値が出てくるかと思います。

西澤委員からは、シンプルに「持家の帰属家賃を除く総合」という指標が良いのではという意見もありましたが、それを含めて見る必要がありますので、このような形で見ていただければと思います。

県の産業労働部も気にされているようで、消費行動で必需品の比率が上がっていて、贅沢品が買えない、落ち込んでいるデータも出ております。労働者の消費自体を見ていくうえで、どちらの指標が適切か見ていければと思います。

○廣瀬部会長

資料の補足は、以上でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

はい。

○廣瀬部会長

では、専門部会は次回、8 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から、この 14 階の会議室ですね。

この後は。

○木村賃金室長

はい。本日につきましては午後 2 時から、国際交流会館 2 階第 1・第 2 会議室において第 522 回本審を開催いたしますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○廣瀬部会長

それでは、本日の専門部会はこれで終了します。

お疲れ様でした。

（閉会）